

議会基本条例策定特別委員会（第19回検討事項）会派検討内容

検討事項	基本条例「前文」(案)について	総則(案)について	他の条例との関係について		条例の見直しについて	
「条文案」 「考え方」 提示内容	<p>前文 二元代表制の一翼を担う存在として地方議会は、地方分権型社会の進展を踏まえ、真の地方自治の本旨の実現を追求し、市政の発展と市民福祉の向上を目指すために、その機能を最大限に発揮しなければならない。</p> <p>福島市議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市長その他執行機関に対し監視及び評価を行うとともに、議会の体制の充実と立法機能の強化を図り、政策立案及び政策提言を積極的に行い、日本国憲法及び地方自治法のもと、議会の基本理念、議会及び議員の責務及び活動原則等を定めるものである。</p> <p>福島市議会は、議会、行政及び市民との関係を明確にするともに、議会活動への市民参加の機会を多様に設定し、議会の公平性、公正性及び透明性を確保することにより、市民にわかりやすく市民に開かれた議会運営を目指し、市民の負託に全力で応えていくことを決意し、議会の最高規範となるこの条例を制定する。</p>	<p>第一章 総則 第1条 (目的) この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、議会及び議員の責務及び活動原則等、議会に関する基本的事項を定め、合議制の機関である議会の役割を明確にすることにより、市民の負託に的確に応え、もって市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>第2条 (基本理念) 議会は、二元代表制のもと、公平性、公正性及び透明性を高め、市民に開かれた議会運営を実現し、議員間の自由闊達な議論及び討議を行うことにより、広く市民の意思と市政の課題を的確に把握するとともに、政策形成能力の向上を図り、政策立案及び政策提言を積極的に行い、市民の信頼と負託に応える議会を目指すものとする。</p> <p>第3条 (基本方針) 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。 (1) 市民が積極的に議会に参加できるためには、議会活動の公開が前提となることから、公平性、公正性及び透明性を高めるとともに、議会活動への市民参加の機会を多様に設定し、市民に開かれた議会の実現を目指すこと。 (2) 二元代表制のもと、合議制の機関としての特性を生かし、議員間の自由闊達な議論及び討議を行うことにより、多様な意見の中から市政の課題に対する論点及び争点を明確にし、合意形成を図る議会の実現を目指すこと。 (3) 市長その他執行機関(以下「市長等」という。)との緊張ある関係を保ちながら、議会の体制の充実及び立法機能の強化を図り、政策立案及び政策提言を積極的に行い、市民の意思を的確に市政に反映させる議会の実現を目指すこと。</p>	<p>(最高規範性) この条例は、議会における最高規範であり、議会は、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。</p>		<p>(見直し手続) ①議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検討するものとする。 ②議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の改正その他の必要な措置を講ずるものとする。 ③議会は、前項の規定による条例の改正に当たっては、市民の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。</p>	
区分	検討事項に対する意見等	検討事項に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等
真政会	(今回の意見) ・原案で異議なし	(今回の意見) 第2条 市民の信頼と負託に応える議会を目指すものとする。 →市民の信頼と負託に応える。 (理由) 頭出しに議会となっているので。	○	(今回の意見) ・原案で異議なし	○	(今回の意見) ・原案で異議なし
みらい福島	(今回の意見) ・原案で異議なし	(今回の意見) ・原案で異議なし	○	(今回の意見) ・原案で異議なし	○	(今回の意見) ・原案で異議なし
市民21	(今回の意見) ・原案で異議なし	(今回の意見) ・原案で異議なし	○	(今回の意見) ・原案で異議なし	○	(今回の意見) ・①において、目的の達成度合いを定期的に検討する手続きや評価方法がイメージできない。 今後それらについて十分検討が必要。 したがって考え方①について現段階では、「議会は、この条例の目的が達成されているかどうか定期的な検討に努めるものとする。」とすることを提言。
公明党	(今回の意見) ・原案で異議なし	(今回の意見) ・原案で異議なし	○	(今回の意見) ・原案で異議なし	○	(今回の意見) ・原案で異議なし
日本共産党	(今回の意見) ・原案で異議なし	(今回の意見) ・原案で異議なし	○	(今回の意見) ・原案で異議なし	○	(今回の意見) ・原案で異議なし
社民党・護憲連合	(今回の意見) ・原案で異議なし	(今回の意見) ・原案で異議なし	○	(今回の意見) ・原案で異議なし	○	(今回の意見) ・定期的に検討する考え方について、条例に明確に期間を明示すべき。 (修正案) 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを、この条例の施行後四年を超えない期間ごとに、(仮称：議会改革推進協議会)で検討するものとする。